

神戸市立学校施設開放事業要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市立学校施設目的外使用規則（昭和42年10月教育委員会規則第10号。以下「規則」という。）第16条第2項に基づき、学校施設開放事業（以下「開放事業」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 開放事業 規則第2条第3項で定める事業をいう。
- (2) 学校施設開放運営委員会 規則第2条第4項で定める組織をいう。
- (3) 神戸市学校体育施設予約システム 規則第2条第5項で定めるシステムをいう。
- (4) システム登録団体 規則第8条に定める登録を受けた団体をいう。

(開放事業)

第3条 開放事業は、次の形態とする。

- (1) 休日・夜間の運動場開放
- (2) 休日・夜間の体育館開放
- (3) 教室開放
- (4) 市民図書室
- (5) 地域貢献事業
- (6) 放課後子ども教室（のびのびひろば）事業

2 前項の形態における開放事業の期間、曜日及び時間は別表第1に定めるとおりとする。ただし、放課後子ども教室事業の運営については所管局において別途定める。

3 神戸市学校体育施設予約システムを用いて使用することができる学校施設、開放事業の供用時間は、第2項の規定にかかわらず別表第2及び別表第2の2のとおりとする。

(事故の責任)

第4条 開放事業中に発生した事故については、施設又は設備の不備に基づくものを除き、すべて利用者の責任とする。

第2章 学校施設開放運営委員会

(組織)

第5条 学校施設開放運営委員会（以下、「運営委員会」という。）は、開放事業を実施する学校ごとに組織する。

- 2 運営委員会には、会長を置く。会長は運営委員会を総理し、運営委員会を代表する。
- 3 運営委員会には、当該校の校長を顧問として置く。
- 4 運営委員会には、会計及び会計監査を置く。会計は運営委員会の会計責任者として会計を処理し、会計監査は運営委員会の経理を監査する。
- 5 運営委員会は、使用する施設の管理、開放事業に関する連絡調整等の業務のため、運動場・体育館・

教室開放等を実施する場合は開放管理者を、市民図書室を実施する場合は市民図書室管理者を置かなければならぬ。

- 6 運営委員会は、運動場の自由開放（遊び場の確保のため運動場を個人で利用させることをいう。）を実施する場合、開放施設の管理及び利用者に対する安全指導等の業務のため、開放指導員を置かなければならぬ。
- 7 会長、会計、会計監査は、各々兼任することができない。
- 8 会長、会計、会計監査、開放管理者、市民図書室管理者、開放指導員は、満 18 歳以上（高校生を除く。）の人才を充てる。
- 9 運営委員会を組織するにあたっては、あらかじめ教育長の承認を得なければならない。

（使用許可の手続き）

第 6 条 運営委員会が規則第 3 条第 2 項に基づき使用許可を受けようとする場合は、当該年度の事業開始日までに、神戸市立学校施設開放事業使用許可申請書（様式第 1 号）を教育長あてに提出しなければならない。

- 2 教育長は、前項の申請に基づき使用の許否を決定したときは、申請者に対し神戸市立学校施設開放事業使用許可書（様式第 2 号）によりその結果を通知するものとする。

（補助金の申請）

第 7 条 運営委員会による開放事業の補助金の申請にあたって必要な事項は、別に定める。

（事業の休止又は廃止）

第 8 条 運営委員会は、開放事業を休止又は廃止する場合は、次に掲げる書類を速やかに教育長あてに提出しなければならない。

- (1) 神戸市立学校施設開放事業休止（廃止）届出書（様式第 3 号）
 - (2) その他教育長が必要と認める書類
- 2 教育長は、前項の届出があった場合、神戸市立学校施設開放事業休止（廃止）承認通知書（様式第 4 号）により、運営委員会に通知するものとする。

（苦情の処理）

第 9 条 運営委員会は開放事業の実施に伴い、市民等から苦情の申し出があった場合は、迅速かつ適切に対応するものとする。教育委員会から、市民等からの苦情があった旨の連絡を受けたときも同様とする。

- 2 運営委員会が前項に定める苦情の対応を行ったときは、速やかに教育委員会に報告するものとする。

第 3 章 神戸市学校体育施設予約システム

（神戸市学校体育施設予約システムに関する用語の意義）

第 10 条 神戸市学校体育施設予約システム（以下「予約システム」という。）について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 利用者登録 規則第 8 条に基づき、予約システムを利用するため、団体名、代表者の名前等必要な事項を登録することをいう。
- (2) ユーザーID 利用者登録の際、登録者を識別するために付す数字及びアルファベットで構成される文字列（利用者番号）をいう。
- (3) パスワード ユーザーID と組み合わせて登録者を確認するために使用する数字及びアルファベ

ットで構成される文字列をいう。

(提供するサービス)

第11条 システム登録団体の代表者は、予約システムを用いて次に掲げることができる。

- (1) 学校施設の空き状況及び学校施設に関する情報の閲覧
- (2) 学校施設の予約

(利用者登録の申請)

第12条 利用者登録を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、神戸市学校体育施設予約システム利用申請書（様式第5号）を教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の規定による申請があった場合において、申請者又は利用者登録を受けようとする団体の代表者若しくはその構成員が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用者登録を行わないものとする。

- (1) 申請者が実在しない場合又は登録情報に虚偽の記載をした場合
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員である場合
- 3 第1項の規定による申請があった場合において、教育長は団体名、代表者氏名等を予約システムに登録するとともに、申請を行った者に対し、ユーザーIDを通知するものとし、ユーザーIDの通知を受けた者は予約システムの利用のためのパスワードを自身で設定するものとする。
- 4 第1項の規定による申請があった場合において、利用者登録を受けようとする団体の代表者は、次の各号に規定する書類等の写しのうち、1種類を教育長に提出しなければならない。

- (1) 運転免許証（運転経歴証明書を含む）
- (2) 健康保険証
- (3) 住民票
- (4) マイナンバーカード（表面のみ）
- (5) 住民基本台帳カード
- (6) その他教育長が適当と認める書類

(利用者登録の変更及び廃止の手続き)

第13条 システム登録団体は、利用者登録に係る事項について変更しようとするときは、神戸市学校体育施設利用者登録変更申請書（様式第6号）（以下「登録変更申請書」という。）により遅滞なく教育長に提出しなければならない。

2 システム登録団体は、規則第8条各号の要件を満たさなくなった場合、又はシステムを使用する必要がなくなった場合は、神戸市学校体育施設利用者登録廃止申請書（様式第7号）（以下、「登録廃止申請書」という。）を教育長に提出しなければならない。

3 前2項の規定により、登録変更申請書又は登録廃止申請書の提出があった場合、教育長は利用者登録の変更又は廃止を行うものとする。

(学校施設の管理運営上重大な支障の例)

第14条 規則第8条第2項に規定する学校施設の管理運営上重大な支障とは、以下の場合とする。

- (1) 偽りその他不正の手段により登録を受けたことが判明した場合。
- (2) 登録者への通知又は連絡を行うことができないと認めた場合。

- (3) 予約システムや学校施設を故意若しくは重大な過失により破壊し又はその運営を妨害した場合。
- (4) 供用時間を超えて学校施設を使用した場合。
- (5) 学校施設の原状回復を行わない場合。
- (6) 規則又はこの要綱の規定に違反した場合。
- (7) その他教育長が予約システム又は学校施設を利用する者として適当でないと認めた場合。

(重複登録の禁止)

第 15 条 同一の団体(一方の団体構成員の半数以上が他方と同一の場合のほか、団体の代表者や構成員、活動内容等から、教育長が実質的に同一団体であると判断した場合を含む。)が重複して利用者登録を受けることはできない。

2 同一の団体について重複して利用者登録がなされていることが明らかとなったときは、教育長は、それらの利用者登録のうち最新のものを除き利用者登録を抹消することができる。

(学校施設の使用の手続き)

第 16 条 システム登録団体の代表者は、ユーザーID及びパスワードを予約システムに入力することにより、学校施設の使用の申込をし、及びその結果を確認することができる。

2 学校施設の使用の申込は、別表第 3 に定める期間内に行うものとする。

3 市内に居住するシステム登録団体の代表者は、別表第 2 の 2 に定める学校施設に抽選による申込（以下、「抽選申込」という。）をすることができる。

4 別表第 2 に定める学校施設の校区に居住するシステム登録団体の代表者は、自己が居住する校区内の学校施設に抽選申込をすることができる。

5 別表第 4 に定める学校区に居住するシステム登録団体の代表者は、自己が居住する学校区の隣接校区の学校施設（別表第 4 記載の抽選申込可能校）のうち 1 校に抽選申込をすることができる。

6 同一の日時に複数の抽選申込があった場合は、抽選により当選者を決定し、予約システムによりその結果を通知するものとする。この場合において、当選者は、改めて第 1 項に規定する学校施設の使用の申込を行うものとし、教育長は、当該使用の申込を受けて使用者を決定し、予約システムによりその結果を通知するものとする。

7 前項の場合において、当選者が、教育長が別に定める期間内に学校施設の使用の申込を行わなかったときは、当該抽選申込は無効とする。

8 抽選による申込がなかった場合、当選者が前項に規定する使用の申込を行わなかった場合、又は使用者が決定した場合において当該使用者がその使用の申込を取り消した場合は、当該日時について先着順の申込により使用者を決定するものとする。教育長は、先着順の申込を受けて使用者を決定し、予約システムによりその結果を通知するものとする。

9 第 4 項及び第 7 項の規定により使用者を決定した場合において、予約システムによりその結果を通知したことをもって学校施設の使用の許可がなされたものとみなす。

10 使用の申込の取消は、別表第 3 に掲げる期間内に限り、予約システムで受け付けるものとする。

11 前項の規定にかかわらず、天災、疾病その他緊急かつやむをえない理由により学校施設の使用ができない旨の申出があり、かつ、教育長が認めたときは使用の申込を取り消すことができる。

(学校施設の使用回数の制限)

第 17 条 システム登録団体が学校施設を使用することができる回数（以下、「使用回数」という。）は、

毎月 5 回を上限とする。

(抽選申込の制限)

第 18 条 前条に規定する使用回数のうち、システム登録団体が抽選申込を行うことができる回数は、毎月 4 回を上限とする。

(予約システムの利用にあたっての遵守事項)

第 19 条 予約システムの利用にあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 予約システムを学校施設の空き状況の確認、学校施設の使用予約以外の目的に利用しないこと。
- (2) ユーザーID 及びパスワードを自らの責任をもって管理すること。
- (3) ユーザーID を第三者に譲渡し、又は使用させないこと。
- (4) 真に使用する意思のない予約又は虚偽の予約を行わないこと。また、予約日に利用を行わなくなった場合は必ず取消の手続きを行うこと。
- (5) 予約システムの運用を妨害しないこと。

(質問等)

第 20 条 教育長は、予約システムの安定的な運用を確保するために必要があると認めるときは、利用者に対して質問し、又は必要な事項について調査することができる。

(予約システムの停止)

第 21 条 教育長は、次に掲げる場合には、予約システムの一部又は全部を停止できるものとする。

- (1) 予約システムの定期保守、更新又は緊急に保守を行う場合
- (2) 火災、停電、自然災害等の不可抗力又は第三者による妨害等により予約システムの運用が困難になった場合
- (3) 不測の事態により予約システムのサービスの提供が困難になった場合

(免責)

第 22 条 教育長は、次に掲げる場合には、申請者又はシステム登録団体に損害が生じてもその責を負わない。

- (1) 前条の規定によりサービスを停止した場合
- (2) 通信の混雑、その他やむを得ない事由によりサービスの利用ができなかつた場合
- (3) 申請者又はシステム登録団体の責に帰すべき事由により本意でない予約システムの利用がされ、申請者又はシステム登録団体に損害が発生した場合
- (4) 規則第 13 条各項に基づき使用許可を撤回した場合

2 前項に掲げる場合において、第三者に損害が生じた場合においても、教育長はその責を負わない。

(委任)

第 23 条 この要綱に定めるもののほか、予約システムの利用にあたって必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 27 年 3 月 6 日から施行する。ただし、平成 27 年度以降の会計年度より適用する。

(要綱等の廃止)

2 神戸市立学校施設開放事業要綱（平成 14 年 9 月 30 日教育長決定）、学校施設開放事業にかかる指導員に関する要領（平成 14 年 9 月 30 日教育長決定）、学校施設開放事業にかかる管理者に関する要領（平成 17 年 3 月 31 日教育長決定）、神戸市立〇〇学校施設開放運営委員会設置要項準則（平成 14 年 9 月 30 日教育長決定）は、廃止する。

3 神戸市立学校施設開放事業補助金の交付については、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月 2 日神戸市規則第 38 号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。ただし、平成 29 年度以降の会計年度より適用する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成 29 年 6 月 9 日から施行する。ただし、施行期日に関わらず、平成 29 年度の補助金申請については、この要綱を適用するものとする。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 4 年 10 月 24 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際に現に学校施設開放事業の実施のためになされた使用許可及び補助金申請等については、令和 5 年 3 月 31 日までの間は、この要領による改正後の神戸市立学校施設開放事業要綱第 7 条、第 8 条、及び別に定める学校施設開放運営委員会補助金交付等要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 4 年 11 月 24 日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 4 年 12 月 21 日から施行する。

（施行期日）

1 この要綱は、令和 5 年 1 月 24 日から施行する。

（施行期日）

1 この要綱は、令和 5 年 2 月 27 日から施行する。

（施行期日）

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（施行期日）

1 この要綱は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和 5 年 11 月 1 日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 1 月 31 日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

別表第1(形態別開放事業の期間、曜日及び時間の一覧表) (第3条関係)

形態	期間	曜日等	時間
休日運動場	通年	土曜日・日曜日・祝日	9:00から17:00
夜間運動場	通年	曜日の制限はなし	18:00から21:00のうち上限2時間
休日体育館	通年	土曜日・日曜日・祝日	9:00から17:00
夜間体育館	通年	曜日の制限はなし	18:00から21:00のうち上限2時間
教室	通年	月曜日から金曜日のうち2日と土曜日・日曜日 概ね月間8日	開校日 放課後から20:30 開校日以外 9:00から20:30
市民図書室	通年	年間300時間以上	平日 放課後から17:00 土曜日・日曜・祝日 9:00から17:00 年間開室時間の範囲内で設定

備考 教育長は、学校行事等により学校が使用する場合のほか、年末年始及び夏季閉校日等、供用日に供用しないことができる。

2 地域貢献事業については、学校教育に支障のない範囲で実施するものとし、期間・曜日・時間を特に定めない。

別表第2(第3条関係)

学校施設名		供用時間
本庄中学校	体育館	18:30から20:30まで
本山南中学校	体育館	18:30から20:30まで
本山中学校	体育館	18:30から20:30まで
住吉中学校	体育館	18:30から20:30まで
御影中学校	体育館	18:30から20:30まで
向洋中学校	体育館	18:30から20:30まで
鳥帽子中学校	体育館	18:30から20:30まで
原田中学校	体育館	18:30から20:30まで
長峰中学校	体育館	18:30から20:30まで
筒井台中学校	体育館	19:00から20:30まで
渚中学校	体育館	18:30から20:30まで
神戸生田中学校	体育館	18:30から20:30まで
湊翔楠中学校	体育館	18:30から20:30まで
夢野中学校	体育館	18:30から20:30まで
湊川中学校	体育館	18:30から20:30まで
兵庫中学校	体育館	18:30から20:30まで
須佐野中学校	体育館	18:30から20:30まで
吉田中学校	体育館	18:30から20:30まで
有馬中学校	体育館	18:30から20:30まで
有野中学校	体育館	18:30から20:30まで
有野北中学校	体育館	18:30から20:30まで
唐櫃中学校	体育館	18:30から20:30まで
大池中学校	体育館	18:30から20:30まで
山田中学校	体育館	18:30から20:30まで
桜の宮中学校	体育館	18:30から20:30まで
小部中学校	体育館	18:30から20:30まで
大原中学校	体育館	18:30から20:30まで

鈴蘭台中学校	体育館	18:30 から 20:30 まで
星和台中学校	体育館	18:30 から 20:30 まで
鶴台中学校	体育館	18:30 から 20:30 まで
北神戸中学校	体育館	18:30 から 20:30 まで
淡河中学校	体育館	19:00 から 21:00 まで
雲雀丘中学校	体育館	18:30 から 20:30 まで
西代中学校	体育館	18:30 から 20:30 まで
高取台中学校	体育館	18:30 から 20:30 まで
長田中学校	体育館	18:30 から 20:30 まで
駒ヶ林中学校	体育館	18:30 から 20:30 まで
太田中学校	体育館	18:30 から 20:30 まで
鷹取中学校	体育館	18:30 から 20:30 まで
飛松中学校	体育館	18:30 から 20:30 まで
高倉中学校	体育館	18:30 から 20:30 まで
横尾中学校	体育館	18:30 から 20:30 まで
東落合中学校	体育館	18:30 から 20:30 まで
須磨北中学校	体育館	18:30 から 20:30 まで
白川台中学校	体育館	18:30 から 20:30 まで
西落合中学校	体育館	18:30 から 20:30 まで
竜が台中学校	体育館	18:30 から 20:30 まで
桃山台中学校	体育館	18:30 から 20:30 まで
塩屋中学校	体育館	18:30 から 20:30 まで
垂水東中学校	体育館	18:30 から 20:30 まで
福田中学校	体育館	18:30 から 20:30 まで
垂水中学校	体育館	18:30 から 20:30 まで
歌敷山中学校	体育館	18:30 から 20:30 まで
多聞東中学校	体育館	19:00 から 21:00 まで
本多聞中学校	体育館	18:30 から 20:30 まで
舞子中学校	体育館	18:30 から 20:30 まで
神陵台中学校	体育館	18:30 から 20:30 まで
太山寺中学校	体育館	18:30 から 20:30 まで
長坂中学校	体育館	18:30 から 20:30 まで
井吹台中学校	体育館	18:30 から 20:30 まで
伊川谷中学校	体育館	18:30 から 20:30 まで
櫛谷中学校	体育館	18:30 から 20:30 まで
桜が丘中学校	体育館	19:00 から 21:00 まで
押部谷中学校	体育館	18:30 から 20:30 まで
玉津中学校	体育館	18:30 から 20:30 まで
平野中学校	体育館	18:30 から 20:30 まで
西神中学校	体育館	18:30 から 20:30 まで
神出中学校	体育館	18:30 から 20:30 まで
岩岡中学校	体育館	18:30 から 20:30 まで
義務教育学校港島学園（後期課程）	体育館	18:30 から 20:30 まで

備考 教育長は、学校行事等により学校が使用する場合のほか、年末年始及び夏季閉校日等、供用日に供用しないことができる。

別表第2の2(第3条関係)

学校施設名		供用時間
上筒井小学校	体育館	10:00 から 12:00 まで 14:00 から 16:00 まで 18:30 から 20:30 まで
なぎさ小学校	体育館	10:00 から 12:00 まで 14:00 から 16:00 まで 18:30 から 20:30 まで
西須磨小学校	体育館	10:00 から 12:00 まで 14:00 から 16:00 まで 18:30 から 20:30 まで
花谷小学校	体育館	10:00 から 12:00 まで 14:00 から 16:00 まで 18:30 から 20:30 まで
名谷小学校	体育館	10:00 から 12:00 まで 14:00 から 16:00 まで 18:30 から 20:30 まで
糀台小学校	体育館	10:00 から 12:00 まで 14:00 から 16:00 まで 18:30 から 20:30 まで
高和小学校	体育館	10:00 から 12:00 まで 14:00 から 16:00 まで 18:30 から 20:30 まで
春日台小学校	体育館	10:00 から 12:00 まで 14:00 から 16:00 まで 18:30 から 20:30 まで

備考 教育長は、学校行事等により学校が使用する場合のほか、年末年始及び夏季閉校日等、供用日に供用しないことができる。

別表第3（第16条関係）

受付期間		使用の取消の受付期間
抽選申込	先着申込	
利用日が属する月の前月の初日の午前0時から同月15日の午前0時まで	利用日が属する月の前月15日の午前0時から利用日の7日前の利用開始時間まで	利用日の正午まで

別表第4（隣接校区への抽選申込可能校一覧表）（第16条関係）

学校名	抽選申込可能校
布引中学校	渚中学校
	神戸生田中学校
	義務教育学校港島学園（後期課程）
広陵中学校	山田中学校
	大原中学校
	桜の宮中学校
丸山中学校	夢野中学校
	雲雀丘中学校
	高取台中学校
	湊川中学校
	兵庫中学校
	長田中学校
	西代中学校
友が丘中学校	横尾中学校
	東落合中学校
	竜が台中学校
	高倉中学校
王塚台中学校	玉津中学校
	平野中学校